

雇用体制強化事業費補助金交付要綱

制定 令和 7 年 3 月 31 日
一般社団法人全国農業会議所

(通則)

第 1 一般社団法人全国農業会議所は、雇用就農緊急対策実施要綱（令和 6 年 12 月 25 日 付け 6 経営第 1765 号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記 1 の第 2 の 2 に掲げる経費につき、予算の範囲内において、実施要綱別記 1 の第 2 の 1 の（1）に規定する地区プロジェクト（以下「地区プロジェクト」という。）を実施する者（以下「地区プロジェクト実施主体」という。）に雇用体制強化事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(申請手続)

第 3 地区プロジェクト実施主体は、本補助金の交付を受けようとするときは、規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める申請書類の様式に準じて、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、一般社団法人全国農業会議所に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 第3の規定に定める交付申請書の提出期限は、一般社団法人全国農業会議所が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第5 一般社団法人全国農業会議所は、第3の第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、地区プロジェクト実施主体に対しその旨を別記様式第2号により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 地区プロジェクト実施主体は、第3の第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を一般社団法人全国農業会議所に提出しなければならない。

(契約等)

第7 地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトの一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ一般社団法人全国農業会議所に届け出なければならない。

2 地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトを遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、地区プロジェクトの運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 地区プロジェクト実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第8 地区プロジェクト実施主体は、第5の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、一般社団法人全国農業会議所の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 地区プロジェクト実施主体は、以下の重要な変更を行おうとする場合には、別記様式第4号による変更等承認申請書を一般社団法人全国農業会議所に提出しなければならない。

(1) 地区プロジェクトの中止又は廃止

(2) 地区プロジェクト実施主体の変更

(3) 補助事業費の3割を超える増減

(4) 国庫補助金の増

(概算払)

第10 地区プロジェクト実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を一般社団法人全国農業会議所に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第11 地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトが予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は地区プロジェクトの遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延届出書を一般社団法人全国農業会議所に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 地区プロジェクト実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期の末日現在において別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに一般社団法人全国農業会議所に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、一般社団法人全国農業会議所は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、地区プロジェクト実施主体に対して当該地区プロジェクトの遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13 実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトが完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は事業終了年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を一般社団法人全国農業会議所に提出しなければならない。

2 一般社団法人全国農業会議所は、本補助金の額の確定（適正化法第15条の規定に準じた確定をいう。以下同じ。）をしたうえで3月31日までに精算払を行うこととする。

3 第3の第2項のただし書の規定により、交付の申請をした地区プロジェクト実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3の第2項のただし書の規定により、交付の申請をした地区プロジェクト実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定

により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに一般社団法人全国農業会議所に報告するとともに、一般社団法人全国農業会議所による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定(適正化法第15条の規定による確定をいう。)のあった日の翌年5月31日までに、同様式により一般社団法人全国農業会議所に報告しなければならない。

(財産の管理等)

第14 地区プロジェクト実施主体は、補助対象経費(地区プロジェクトを他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、地区プロジェクトの完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人全国農業会議所を通じて国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第15 取得財産等のうち処分を制限する財産(以下「処分制限財産」という。)は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 財産の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に相当する期間とする。
- 3 地区プロジェクト実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ一般社団法人全国農業会議所に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を一般社団法人全国農業会議所に納付させることがある。

(補助金の経理)

第16 地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトについての帳簿を備え、他の経理と区分して地区プロジェクトの収入及び支出を記載し、本補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 地区プロジェクト実施主体は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類

又は証拠物を整備して1の帳簿とともに地区プロジェクトの完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

- 3 地区プロジェクト実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第19に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(報告)

第17 地区プロジェクト実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第11号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第12号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに一般社団法人全国農業会議所に報告するものとする。

(補助金の返還)

- 第18 地区プロジェクト実施主体が本補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して本補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したときは、本補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 一般社団法人全国農業会議所は地区プロジェクト実施主体に交付すべき本補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる本補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金調書)

第19 地区プロジェクト実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による補助金調書を作成しておかなければならない。

附 則（令和7年3月31日付け）

この通知は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第2関係）

区分	経費	補助率
雇用体制強化事業費補助金 （地区プロジェクト）	地区プロジェクト実施主体が働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱別記1に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 賃金 2 技能者給 3 会計年度任用職員給与等 4 謝金 5 旅費 6 備品費 7 消耗品費 8 印刷製本費 9 通信運搬費 10 委託費 11 役務費 12 使用料及び賃借料 13 その他	定額

別記様式第1号（第3の1関係）

令和 年度 雇用体制強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

住 所

団 体 名

代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、雇用体制強化事業費補助金
交付要綱第3の1に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

(様式)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画 (実績)

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫補 助金 (A)	都道府 県負担 額 (B)	市 町 村 負担額 (C)	その他 (D)	
雇用体制強化事業費 補助金 (地区プロジ ェクト)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	「減額した金 額〇〇円」 又は 「該当なし」 又は 「含税額」
合 計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

(注) 1 必要に応じて積算内訳を記載する。

2 備考欄には、消費税について、交付要綱第3をご確認の上、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	〇〇	0	〇〇	0	
〇 〇 〇 〇 〇	〇〇	0	〇〇	0	
計	〇〇	0	〇〇	0	

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
雇用体制強化事業費補助金 (地区プロジェクト)	〇〇	0	〇〇	0	
合 計	〇〇	0	〇〇	0	

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為等及び収支予算

(2) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

(3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（計画の場合は（案））

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

年 月 日

地区プロジェクト実施主体

代表者名 殿

一般社団法人全国農業会議所

令和〇〇年度雇用体制強化事業費補助金の交付決定の通知について

令和〇〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった令和〇〇年度雇用体制強化事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和〇〇年〇月〇日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった雇用体制強化事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 地区プロジェクトに要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、地区プロジェクトの内容が変更された場合における地区プロジェクトに要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

地区プロジェクトに要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 地区プロジェクトに要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、地区プロジェクトに要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 地区プロジェクト実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）、働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）、雇用体制強化事業費補助金交付要綱（令和6年〇月〇日付け。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトにより取得し又は効用の増加した財

産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、一般社団法人全国農業会議所の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、地区プロジェクトを行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

- ① 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - ② 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 7 前号による一般社団法人全国農業会議所の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を一般社団法人全国農業会議所に納付させることがあること。
 - 8 地区プロジェクト実施主体は、地区プロジェクトを遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、地区プロジェクトの運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 9 地区プロジェクト実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 10 当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(注) 1 8及び9については、地方公共団体以外の地区プロジェクト実施主体に補助金を交付する際に記載する。

2 10については、地方公共団体である地区プロジェクト実施主体に補助金を交付する際に記載する。

別記様式第3号（第7の3関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[地区プロジェクト実施主体名] 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注2）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4号（第9関係）

令和 年度雇用体制強化事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあったこの事業について、雇用体制強化事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。
2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

- 1 変更の理由
 - 2 変更計画の内容
- (以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

(注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第5号（第10関係）

令和 年度雇用体制強化事業費補助金
概算払請求書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付で交付決定通知のあったこの事業について、雇用体制強化事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	総事業費	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A)-(B+C)		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
雇用体制強化事業費補助金 (地区プロジェクト)	円	円	円	円	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 添付書類については、概算払計算書を添付すること。

別記様式第6号（第11関係）

令和 年度雇用体制強化事業費補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった令和 年度雇用体制強化事業補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、雇用体制強化事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

- 1 地区プロジェクトが（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
雇用体制強化事業費補助金（地区プロジェクト）	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。

- 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- 3 地区プロジェクトの遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第12の1関係）

令和 年度雇用体制強化事業費補助金
遂行状況報告書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあったこの事業について、雇用体制強化事業費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき下記のとおり事業追行状況を報告する。

記

1 事業遂行状況（第 〇 四半期末現在）

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
雇用体制強化事業費補助金（地区プロジェクト）	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

(注) 添付書類については、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第8号（第13の1関係）

令和 年度雇用体制強化事業費補助金
実績報告書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、雇用体制強化事業費補助金交付要綱第13の1の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。）

記

- （注）1 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第9号（第13の4関係）

令和 年度雇用体制強化事業費補助金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

令和 年 月 日付で交付決定通知のあったこの事業について、雇用体制強化事業費補助金交付要綱第13の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15 条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け第号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 ○○○○○○○○

地区名		- 地区			事業実施年度	令和 年度		農林水産省所管補助金名						処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分 の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分									
									国庫補助 金	都道 府県 費	市町 村費	その他						
						2022. 〇.〇.	2022. 〇.〇.	円	円	円	円	円	年	〇. 〇.〇.				
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号（第17関係）

令和〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円 (A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金額
		千円
		千円
合 計		千円
合計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内訳		金額
		千円
		千円
合 計		千円
		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容		金額
		千円
		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金額
		千円
		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1) 以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第 12 号 (第 17 関係)

令和〇〇年度補助金等概要報告書

特例民法法人名		
(1) 年間収入 (総収入 - 前期繰越金)		千円 (A)
(2) 補助金等の交付実績額		
名称	補助金・委託費の別	交付官庁
		金額
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
合 計		千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率		% (B/A)

別記様式第 13 号（第 19 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。